

## 事業評価書（事前）

事務事業名		介護保険広域化支援事業費
事務事業の概要	(1)目的	広域化や市町村合併を予定している地域等に対し、システム導入経費等の支援を図ることにより、広域化や市町村合併を促進し、もって介護保険制度の効率かつ円滑な運営に資することを目的とする。
	(2)内容	<p>介護保険法の円滑な実施のため、広域化や市町村合併を予定している地域等に対する広域化等のためのシステム経費を補助する。</p> <p>介護保険広域化支援事業費に係るシステム経費                      広域化等によるシステムの平準化経費                      介護認定審査会TV会議システム経費                      その他広域化等の支援に資する情報通信システム経費                      介護保険広域支援事業費に係る事業経費</p>
	(3)達成目標	<p style="text-align: center;">！ 予算額（案） ！</p> <p style="text-align: right;">500百万円</p> <p>平成15年度を目標に広域化や市町村合併を図る市町村に対し、広域化等に必要なシステム経費の補助を行うことにより、当該市町村における介護保険制度の円滑な運営を図る。</p>
評価	(1)必要性	<p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性、公益性〕</p> <p>介護保険制度において、安定的な財政運営や広域的な区域で均衡のとれたサービス基盤の整備等が重要であり、広域化等を図っていくことが必要である。</p> <p>また、自治体等からの要望書や調査（全国の広域連合等54団体に対し、広域化を実施するうえで想定した課題を調査した統計によると、システムの整備が12団体（27.3%）で最大であった）等により、広域化等に当たっては、各市町村でのシステム相違が最大の障壁となっていることから、システムの平準化等を支援することが必要である。</p> <p>〔官民の役割分担〕</p> <p>システムの開発は民間セクターが行うが保険者システムの整備であることから整備自体は国及び市町村等が責務を大物である。</p> <p>〔緊急性の有無〕</p> <p>広域化等は制度が完全に定着するまでの間に促進していくことが重要であり、現時点で支援する意義が大きい。</p>
	(2)有効性	<p>〔これまで達成された効果、今後見込まれる効果〕</p> <p>14年度の支援により、市町村において15年4月からの次期事業計画の改定に合わせ、広域化等を行うことが可能となることから、広域化等に当たっての最大の障壁であるシステム相違を解消する意義が大きい。</p>
	(3)効率性	<p>〔手段の適正性〕</p> <p>広域化等に対する最大の障壁の一つを解消しようとするものであること、また、予算単価等に精査を加えて、より一層の経費の削減を図ったうえでの必要最小限の支援であり、システムの平準化等を支援することにより広域化等が推進できるとともに、介護保険の安定かつ適正な運営を行うことができる。</p>
	(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>〔優先性〕</p> <p>15年4月からの次期事業計画の改定に合わせて広域化を図る市町村が多いことから、現時点で支援する意義が大きい。</p>
関連事務事業		なし
特記事項		政府において市町村合併支援本部の設置が平成13年3月27日に閣議決定され、国をあげての支援体制が整備されている。
主管課及び関係課		(主管課)老健局介護保険課